

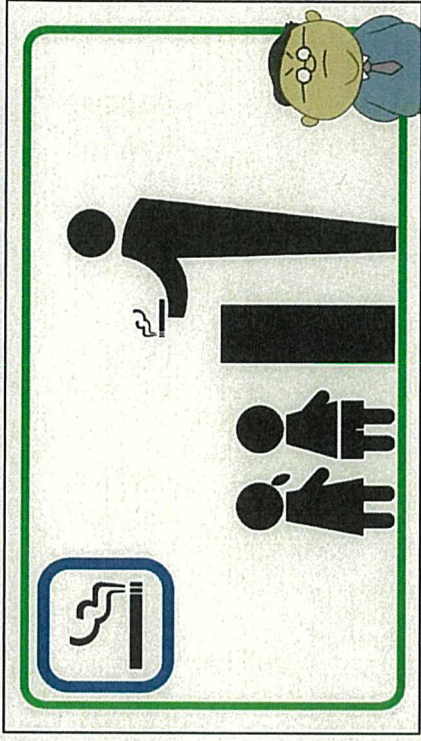
令和2年度以降の改正法周知啓発の取組

令和2年度 改正健康増進法周知TVCM（うち県民向け）

①



④



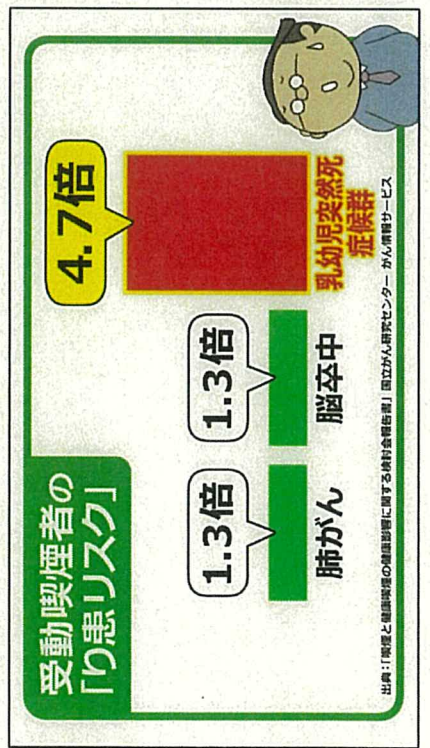
②



⑤



③



⑥



令和2年度 改正健康増進法周知TVCM（うち事業者向け）

①



青森県
県や市町村
キャラクター
アモルさん

青森県の事業者の皆さん

②



原則
屋内禁煙

受動喫煙防止対策

③



喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available

※喫煙は、健康増進法に基づき禁煙となります。

④



標識掲示は
法律によって
義務化

⑤



20歳未満は働く人も
喫煙エリア
立入禁止

⑥



改正健康増進法は全面施行されています！
マナーからルールへ
なくそう！受動喫煙

地域を所管する各保健所で
相談を受け付けています

4月から原則屋内禁煙となります。

マナーからルールへ。なくそう! 受動喫煙。

「望まない受動喫煙」をなくすために、2018年7月に健康増進法が改正されました。

この改正を受けて、2019年7月1日からは「学校、病院、保育園、行政機関等で原則敷地内禁煙」となり、**2020年4月1日からは「オフィスや商業施設・宿泊施設・飲食店等で原則屋内禁煙」となります。**

県民の皆様も受動喫煙防止のご協力をお願いします。

Q 受動喫煙を法律で規制する理由はなんですか。

A 喫煙と同様に受動喫煙も肺がんや脳血管疾患などのリスク因子となるためです。

Q 飲食店では喫煙スペース、禁煙スペースとこれまでの分煙対策はできなくなるのですか。

A 資本金が5,000万円以下でかつ客席面積が100㎡以下の国が定めた基準を満たす飲食店では、飲食を提供するスペースを全面喫煙可能、全面喫煙不可と選択できます。ただし、全面喫煙可能とした場合には、20歳未満の者(従業員を含む。)を店内に立ち入らせることはできません。

Q 法律に違反した場合には、罰則はありますか。

A 施設の管理権原者等は、20万円から50万円以下の過料に処せられます。

詳しくは、厚生労働省HP「なくそう!望まない受動喫煙。」 [Q検索](#)
がん・生活習慣病対策課 ☎017-734-9216



なくそう！受動喫煙！
～だれもが快適に過ごせる青森県へ～

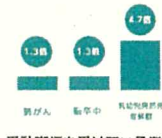


藤々の川の上野屋キャラクター マルくん



- 病院・学校
敷地内禁煙！
(原則として喫煙専用室あり)
- オフィス・事業所
原則屋内禁煙！
(喫煙専用室あり・喫煙可能室あり)
- 飲食店
原則屋内禁煙！
(喫煙専用室あり・喫煙可能室あり)

始まっています！
望まない受動喫煙防止対策！！



受動喫煙を受けている者の「リスク」は高い

チェック 1 2019年7月1日から学校・病院などでは、敷地内が原則禁煙となっています。



すでに、2019年7月から学校・病院などでは、敷地内が原則禁煙となっています。ただし、必要な措置が取られた場所に限り、敷地内に喫煙場所の設置ができます。

チェック 2 2020年4月1日からは、多くの施設において屋内が原則禁煙となっています。



健康増進法の改正により、多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設において、屋内原則禁煙となります。ただし、所定の要件に適合すれば、各種喫煙室(喫煙専用室、喫煙可能室、加熱式たばこ専用室、喫煙目的室)の設置ができます。



喫煙室を設置する場合には、左の2つのタイプから、どちらか、もしくは両方を選択することができます。

※喫煙専用室は喫煙のみが可能な専用室で、飲食等のサービスの提供をすることはできません。加熱式たばこ専用喫煙室では喫煙可能となるのは加熱式たばこに限られますが、飲食等のサービスの提供が可能です。

チェック 3 20歳未満の方は、喫煙エリアに立入禁止となります。



20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても同様です。

【お問合せ先】青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 TEL:017-734-9216

詳しい情報はこちらへ [なくそう！望まない受動喫煙](https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp)
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

第3回
あおもり 今年もやります！
糖尿病 川柳コンテスト
作品大募集 PC・スマートフォン
応募用紙から応募しよう！

糖尿病死亡率
全国ワースト1位 (令和元年)
2020年10/16(金)しめ切！
(令和2年)

< 副賞 >

- 最優秀賞 1点 体組成計
- 優秀賞 2点 活動量計
- 特別賞 10点 マルくんぬいぐるみ
- 佳作 20点 マルくんタオル

< 募集事項 >

- ◇糖尿病に関する川柳(5・7・5)を募集します
- ◇糖尿病をイメージできる作品であればなんでもOK
- ◇青森県内にお住まいの方ならどなたでも1人3作品まで応募できます
- ◇審査結果は、世界糖尿病デーの前日(11/13)に発表します

【応募受付・お問い合わせ】

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課
電話 017-734-9212 FAX 017-734-8045

つよさ どうぐ ママル Lv.4?

まもる せめる

おうぼ じゅもん ▶ はい

さくせん にげる ▶ いいえ

ママルは この 2じげんバーコードをつかって もうしこむ ことにした。びるびるびるりん。もうしこみが かんりょう した。

応募用紙はコチラからダウンロードできます

第3回あおもり糖尿病川柳コンテスト

検索